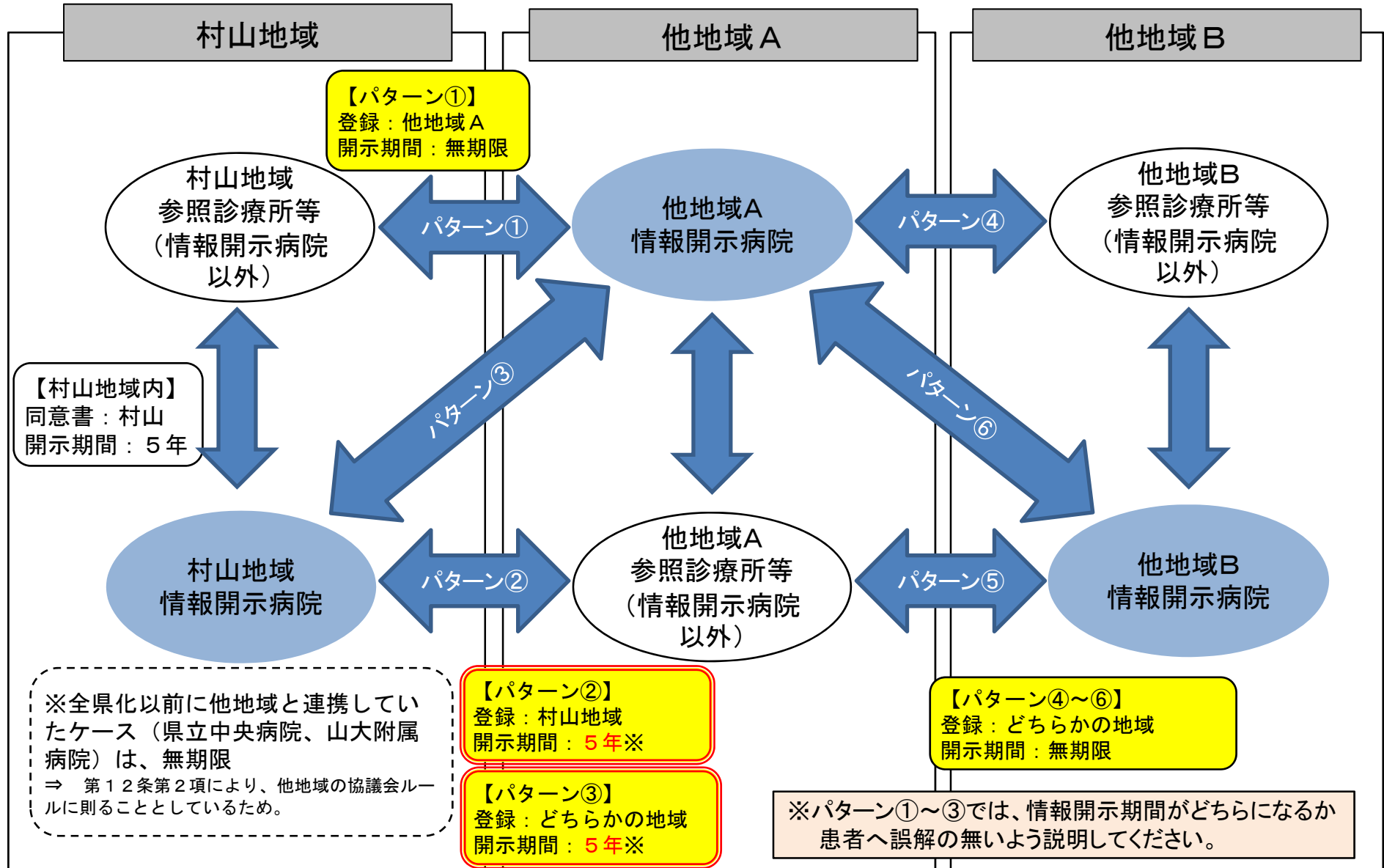


【山形県医療情報ネットワーク広域連携】

③-1 村山地域と連携する場合（情報開示期間5年とする範囲）

※平成31年度以降、置賜地域においても、情報開示期間を村山地域と同様に設定する予定（広域連携への反映は今後検討）



【山形県医療情報ネットワーク広域連携】

③-2 村山地域と連携する場合の留意点

パターン①の場合	開示期間:無制限 ⇒ 村山地域の同意書を用いる場合は、「診療情報を利用できる期間」に関する記載部分を二重線で削除するなどした上で、患者へ開示期間について誤解の無いよう説明する必要があります。
パターン②の場合	開示期間:5年(期間中の利用時に5年延長) ⇒ 村山地域以外の同意書を用いる場合は、必要に応じて開示期間を追記するなどした上で、患者へ開示期間について誤解の無いよう説明する必要があります。
パターン③の場合	開示期間:5年(期間中の利用時に5年延長) ⇒ 村山地域以外の同意書を用いる場合は、必要に応じて開示期間を追記するなどした上で、患者へ開示期間について誤解の無いよう説明する必要があります。

【パターン③のみ】患者登録時の留意点 (ID-Link導入の情報開示病院のみ)

○有効期日の「初期設定」が村山地域(5年)と他地域(無期限)で異なる場合は、開示側のユニオンルールが適用される

閲覧パターン (閲覧側) (開示側)	有効期日初期設定 (村山:5年/最上:無期限)	2019.6.1 閲覧時 自動延長	閲覧後の 有効期日
1 村山A病院 ⇒ 最上B病院	2099.12.31	×	2099.12.31
2 最上B病院 ⇒ 村山A病院	2024.4.1	○	2024.6.1
3 村山A病院 ⇒ 村山A病院	2024.4.1	○	2024.6.1
4 最上B病院 ⇒ 最上B病院	2099.12.31	×	2099.12.31

どのユニオンで
登録しても、
この状態で登録

⇒ 登録時の、手作業での「有効期日」の修正設定は不要ですが、
1・4のパターンで情報開示期間が設定上「無期限」となってしまうため、
アクセス記録により情報開示期間を管理する必要があります。